

主な内容

- 2面 論説、会長あいさつ
- 3面 当面の問題シリーズ
- 4～5面 第56回定期大会議案 第3号～第5号議案
- 6面 一斉陳情を実施

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟
 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
 東京税理士協同組合会館3階
 電話 03(3356)4479
 【URL】https://t-zaisei.jp

編集発行人 小倉 修
 広報委員長

当機関紙は、東京税理士会会員の皆様にご送付しております。



会場全景

「延期」または「柔軟な運用」を要望

インボイス制度 早急な負担軽減を

令和5年10月より導入が予定されている適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)については、以前より事務負担に与える影響と市場取引に与える影響が懸念されている。

インボイス方式においては、取引の都度、適格請求書の有無の確認を行う必要があり、この確認は少額取引(3万円未満)についても一定の取引以外についても必要となる。特に、商慣行として取引の相手方が振込料を差し引いて振り込んだときには、新たな返還インボイスの交付・確認等の事務負担が生じる。少額

取引によるインボイス発行は、事業者及び税務官公署の事務に過度な負担を生じさせることから、行政手続コスト削減の方向性に逆行することになる。

また、免税事業者は適格請求書を発行できないため、対事業者取引から排除されること消費税等相当額の値下げを強いられ、廃業を余儀なくされる事業者が増える可能性があることにも留意すべきである。

平成28年度税制改正法附則において、「軽減税率制度の導入後3年以内を目処に、適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性を検証し、必要があるとき」とある。その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の制約及び急激な円安の影響による物価高などにより疲弊している我が国の経済状況を鑑みれば、インボイス方式については、導入を延期するか、少なくとも中小企業者、特に免税事業者にとって実務を踏まえた柔軟な運用となるよう下記に掲げる負担軽減措置を早急に講ずるべきである。

第56回定期大会を開催

全6議案を承認・可決

9月20日、本連盟は京王プラザホテルにおいて第56回定期大会を開催した。昨年同様、今回も大会前に開催する研修会を中止し、規模を縮小した開催となった。

さらに、出席者全員に対しマスクの着用を依頼し、抗原検査キットを配布するなど細心の注意を払い開催に臨んだ。

そのような中、当日は東京税理士会会長及び近隣会の税理士政治連盟会長・幹事長を来賓として招き、出席した代議員により熱心な

審議が行われた。今大会では、例年付議される前年度の運動経過と組織活動報告、本年度の運動方針と組織活動方針など、全6議案が承認可決された(議案の詳細な内容は、第1号、第2号議案は本紙第228号の4面・6面、第3、4、5号議案は本紙229号の4面・5面を参照)。

また、当日承認された令和4年度の運動方針では、令和5年度税制改正に向けた重要要望項目として「インボイス方式導入について、延期又は実務を踏まえ

た柔軟な運用を行うこと」「非課税取引の範囲を最小限にすること」「基礎控除のシフトと基礎的な人的控除の引上げ」の3項目を挙げた。さらに個別要望項目として「災害損失控除の創設」「年末調整・確定申告期の1ヶ月の倒し」など8項目を挙げ、これら要望項目の実現に向けて強く運動を行うこととしている。

3年ぶりに懇親会を開催

新型コロナウイルスの感染は依然予断を許さぬ状況



盛会の懇親会

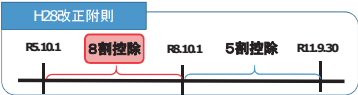
ではあるが、昨年と比較して落着きを見せていることから、本連盟では、定期大会終了後に3年ぶりに懇親会を開催した。感染対策の関係から例年より招待する来賓の人数を少なくし、来場者には抗原検査キットを配布するなど対策を講じた。そのうち、当日は30名の国会議員や東京都知事及び都議会各会派の代表、本連盟の顧問、相談役などが来場した。

3年ぶりというところもあり、宴席は大変な盛況を見せ、来場者達は楽しく言葉交わしていた。このことながら発行に伴う事務負担増も避けられない。ただし拙速であらう。

インボイス制度の円滑な導入・実施について

1 平成28年改正法附則第52条第1項の経過措置を当分の間維持すること。

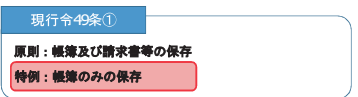
制度導入後の免税事業者からの仕入割合について



8割控除を当分の間続けること

2 現行消費税法施行令第49条第1項の取扱い存置及び帳簿記載のみで仕入税額控除を認めること。

取引金額が3万円未満の仕入税額控除について



日税連ホームページより

新年号掲載の新春写真を募集

東京税政連では令和5年1月1日発行の本紙1面に掲載する新春写真を募集します。奮ってご応募下さい。

- ◎テーマ 自由。新年号にふさわしいもの。タイトルを添えて。
- ◎サイズ A4ヨコで掲載されます。
- ◎条件 税理士が撮影したもので、日税連、日税政、東京会等に応募していない作品。

◎送付方法 データをメールにて送るか写真を郵送。

◎締切 令和4年12月1日(木)

◎送付先 E-Mail: info@tozeisei.jp

郵送 〒151-0051

渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

東京税理士協同組合会館3階

東京税理士政治連盟事務局 行

※ご不明な点は、本連盟事務局(☎03-3356-4479)までお問い合わせ下さい。



在位70年に及んだ英国のエリザベス女王。伝統と格式を守りつつ時代の変化に合わせて開かれた王室改革を実施したと聞く。また、国葬までの行事や行動は、王位継承に空白や論争が生じないよう、1960年代から周到に練られたそうである▼1989年に導入された消費税も34年の歳月を経て変わろうとしている。インボイス制度(適格請求書等保存方式)開始まで1年を切った。国税庁は消費税の納税義務のある法人・個人、約300万件のインボイス発行人(適格請求書発行人)への登録を見込むも、登録率は伸び悩んでいるようだ▼国税庁統計年報によれば、令和2年度の消費税申告件数は317万件。これに対し、法人申告件数は294万件、事業所得や不動産所得のある個人の合計は548万件。免税事業者はざっと525万というところになる。インボイス制度導入は、これら免税事業者に対し、周到に準備し理解と納得の得られる改正なのか▼消費税法第9条は、小規模事業者の納税義務負担に配慮して納税義務を免除する趣旨である。しかし、日商の調査では、インボイス発行を求められるの恩恵を放棄せざるを得ない免税事業者が続出している。また、当然のことながら発行に伴う事務負担増も避けられない。

第56回 名倉会長あいさつ(要旨・抜粋)

コロナ感染者数は減少傾向となっており、なお断を許さぬ状況です。この1年を振り返りますと、多少活動範囲を広げることができましたが、コロナ禍前の状況と同様という訳にはいきませんでした。来年こそは、規模縮小ではない定期大会を開催したいと願っております。



さて、税制改正に関しまして、中小企業における交際費等の損金不算入制度における適用期限の2年延長、少額減価償却資産の損金不算入特例の延長などが実現しましたが、大きな要望の実現は果たせませんでした。

しかし、8年ぶりの税理士法改正につきましては、要望通りの結果を得ることができました。その中で3つの項目に触れたいと思います。

一つ目は、ICT化とクラウド化への観点から、税理士業務におけるICT化の推進、事務所の設置基準の見直しです。二つ目は、会計学に属する科目に限り受験資格要件がなくなったことです。これにより、受験者数の減少に歯止めがかかればと期待しております。三つ目は、税理士法人の業務範囲の拡大です。成年後見業務や相続教育への講師派遣など社会貢献に資する業務を含めることができました。これにより、税理士法人の所属税理士が増加すればと

考えております。次に選挙関係ですが、昨年10月に衆議院総選挙が実施されました。本連盟では31名を推薦候補者とし、28名が当選という結果となりました。そして今年7月には参議院通常選挙が実施され、8名を推薦候補者としたが、5名が当選という結果になりました。推薦候補者全員の当選を目指して応援活動を行いました。また、残念ながらその目標は達成に至りませんでした。なお、推薦した議員からは副大臣に就任した方もおられることから、当選した議員の方々には、引き続き国政の場での活躍に期待したいところです。

次に陳情にしまして、本連盟では例年9月に実施していた「春陳情を昨年より8月に実施しております。各省庁の概算要求の締め切りが8月末であることから実施を早めました。さらには今年初めての試みとして5月に早期陳情を行いました。その際、陳情の効果を高めるため、災害損失控除の創設、確定申告の期限延長などに關し、その分野に詳しい議員に特化して行いました。

さらに、都政への要望としては、今年8月と9月に都議会各会派が行うヒアリングに参加してきました。ここでは、償却資産に係る固定資産税の申告期限の見直し、固定資産税について、直し、固定資産税について30万円未満の少額減価償却資産の課税対象からの除外など強く要望してきました。最後に組織率ですが、現在、40%に届かないという状況です。全国平均が50%を超えるという状況から考えますと、やはり会員数の増加を図らねばならないと考えております。今後は東京会とも連携して会員増強・組織率の向上を目指し、施策を講じていきたいと思っております。皆様のご協力をお願いいたします。

論説

政治に全く興味もなかつた(学生運動に巻き込まれはしなかった)が、このまま4年間が過ぎてしまった。自分が政治にかかわり、東京税理士政治連盟の役員になるとは全く思いもよらぬ展開である。

さて、秋は税制改正の時期である。令和2年度の税制改正に取り組んだ年は災害税制の他、寡婦控除の適用要件の見直し等を訴え、未婚女性の寡婦控除の適用が認められる等が実現した。しかし、災害税制については税調の審議にも上らなかつた。

一方、この年(令和元年)8月末、経済産業省からの概算要求に税制改正要望項目として、「申告期限延長法人の消費税の申告期限の延長」が掲載されていた。長年にわたって税理士会が訴えてきた税制改正項目である。実現をあきらめたの

というところに気が付き始めた。かつて税制改正は国民から負託を受けた議員(自民税調)の仕事であり、政府、露が関は口を出さず、と言われた時代もあったと聞く。そのころであれば自民税調が始まる10月半ばごろからの陳情は意味があった

た後すぐに大綱に載らなかった要望項目について陳情を始めていたと聞く。税政連は日税連が毎年出している「税制改正に関する建議書」の理事会決定を待って、その建議書に基づき税制改正に関する陳情を行ってきた

陳情を訴える理由であった。6月末の「建議書」を待って陳情を始めても国会は閉会中(通常国会は延長がない限り6月末で閉会となる)であり、ほとんどの議員は地元へ帰っている。地元の後援会を頼りに地元での陳情をしていただくほかはない。

この数年「税理士法改正」を除いて税政連の要望項目の改正はほとんど実現していないのが実情である。税理士会の要望実現のための税政連であり、その実が獲れるようあらゆる努力をする必要があると思っている。実る秋に税理士会が要望する税制改正の実現をさせ、年末年始を迎えたいものである。

実る秋の税制改正

かこの年の税理士会の税制改正建議には載っていません。だが、この要望項目が実現し令和2年4月からの施行となった。

令和元年9月、自民税調の議員にお会いし、令和2年の税理士会の税制改正要望項目を陳情するにつれ、この時期では遅

いという感じが付き始めた。かつて税制改正は国民から負託を受けた議員(自民税調)の仕事であり、政府、露が関は口を出さず、と言われた時代もあったと聞く。そのころであれば自民税調が始まる10月半ばごろからの陳情は意味があった

が、この「建議書」が出たのが毎年6月末である。税理士会の税制改正要望を実現するためには早期に陳情を始めて、各省庁の概算要求に載せようとする必要がある。そして自民党の各支部から税制改正要望項目として自民税調に上げてもらう必要がある。これが早期

に陳情を始めて、各省庁の概算要求に載せようとする必要がある。そして自民党の各支部から税制改正要望項目として自民税調に上げてもらう必要がある。これが早期

に陳情を始めて、各省庁の概算要求に載せようとする必要がある。そして自民党の各支部から税制改正要望項目として自民税調に上げてもらう必要がある。これが早期



片山さつき参議院議員の協力のもと、関係省庁との勉強会を開催

関係省庁との勉強会を開催

10月27日、本連盟は、東京税理士会と共催で、令和5年度税制改正の動向に関する勉強会を財務省・国税庁・金融庁・総務省・経済産業省・中小企業庁の担当者と「省・中小企業庁の担当者」として、衆議院第1議員会館にて開催した。片山議員から開会に際し片山議員から次のあいさつがあった。

この度、東税政からインボイス導入に関して、免税事業者からの仕入れ割合に

続いて本連盟の税制改正要望に対し、参加した各省庁の担当官から詳細な説明があり、会場からは多くの質問が寄せられた。今回は約100名の会員が参加し、各担当官の説明に熱心に耳を傾けていた。

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

お問合せ先 (株)日税連保険サービス
〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館5階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907
ホームページ zeibihai-hoken.jp

この保険(主契約)は、税理士の過失がなければ納付を免れることができた「多く払い過ぎた本税」「還付が受けられなかった本税」を主に対象としています。

うっかりミスなど

1. 税法上の選択誤りや届出失念
2. 優遇措置の適用失念
3. 一般に修正が認められるケースでの更正請求の期限徒過

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件とも言われています。専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

償却資産に係る 固定資産税の現状と課題

1 はじめに
毎年の税制改正要望の項上にあるのが、固定資産税の項目として、「外形標準課税の中小企業への導入」である。これは、固定資産税の課税対象となる「償却資産」の課税方法が、外形標準課税と異なることによるものである。しかし、その問題点については、検証をしてみる。

2 償却資産の定義
地方税法341条④には、「償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものうち、その取得価額が少額でない資産その他政令で定める資産以外のものをいう」と定義されている。この定義から、償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その取得価額が少額でない資産その他政令で定める資産以外のものをいう。この定義から、償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その取得価額が少額でない資産その他政令で定める資産以外のものをいう。

3 家屋との区分の曖昧さ
課税対象となる資産のうち、とりわけ家屋と建物附属設備の区分判定については、法令等が明確でなく、実務上の混乱が生じている。毎年の送付される「申告の手引」に「償却資産と家屋の区分表」が掲載されているが、欄外に「こちらは東京都(23区)の取扱であり、自治体によって取扱が異なる場合があります」と記載があり、地方税法という法律であるにもかかわらず、統一性に欠け不明確であり、登記記録のある土地家屋等と異なり、課税客体の捕捉が不完全である。

4 価格の決定・課税標準
過去の改正要望において、重要項目として抽出されてはいたない項目であるが、評価標準となる償却資産の課税標準についての大きな問題として「残存価額(取得価額の5%)」がある(地方税法308条)に基づく「基本」である。納税者は「残存価額の最低限度」として、平成19年改正により法人税等では残存簿価1円まで償却が可能となったにも拘わらず、固定資産税では「5%」が資産の除売却時まで据え置かれたままである(改正前までは「15%」で感念的な整合性が芳くうじて保たれていたが)。

5 法人税・所得税との違い
前項の償却限度額をほぼめとして国税における減価償却制度と相当項目の相違点がある。圧縮記帳・特別償却・割増償却・増価償却・陳腐化資産・短縮耐用年数・海外資産・償却済資産・減価償却を行っていない資産・建築仮勘定中の資産・改良費・評価額の最低限度額・少額償却資産

一般的に耐用年数経過後も通常の維持管理のもとで使用されるケースが多いが、減価償却計算上の簿価は1円であり、実態にそぐわない見過ごされた規定である。製造業等を想定するに、機械設備等の取得価額が2億円であると仮定すると耐用年数経過後も1000万円(5%残存価額)×1.14%14万円の納税が継続してしまう。金額の多寡ではなく、既に簿価1円となっている資産について、経済的価値を無視した課税は「一時課税」への改正が求められるべきだ。

また、年の途中で取得した資産について簡便的に初年度は半年分の減価があったものとしての計算となることありの規定は「簡便的」と言うよりは「雑」である。納税者は「雑」資産の管理(減価償却計算)ができていないのであるから、申告時に、その管理された金額での申告に基づくべきである。

6 賦課期日と申告期限
そもそも固定資産税として「賦課期日」は、毎年1月1日とされている。土地・家屋等の不動産登記事務が行われない日(所有者の異動がない日)を賦課期日とするので、所有者の明確化が課税上の理由となる。導入することで申告事務の軽減を含め、納税者からも容認される考えられる。

7 今後の方向性
過去、経団連等からもその廃止が求められている。税負担が特定の製造業を中心とする設備型産業に偏重し、課税の公平性の面からも問題が多いからだ。歴史を紐解けば、そもそもシャウプ勧告をベースとした昭和25年の地方税見直しによる固定資産税創設時に、土地・家屋と共に事業用資産である償却資産の所有者は事業活動を行う際にその所在市町村から有形無形のサービスを受けることに対する応答的な課税としての位置付けがなされている。しかしながら、この償却資産と市町村の行政サービスとの関係は明確ではなく、間接的なことについて言及できなかった。

	法人税	固定資産税
減価償却の方法	定率法と定額法の選択性 平成19年4月1日以降に取得された資産: 定率法、定率法のいずれかを選択採用 平成19年3月31日までに取得した資産: 旧定額法、旧定率法のいずれかを選択採用	定率法のみ適用 取替資産等の例外を除きすべて旧定率法を適用(鉱業用坑道を除く)
所有期間1年未満の資産	月割償却	半年償却(2分の1)
圧縮記帳	認められる	認められない
特別償却・割増償却	認められる	認められない
増価償却・陳腐化資産・短縮耐用年数	認められる	条件付で認められる
海外資産・償却済資産・減価償却を行っていない資産	課税されない	課税される
建築仮勘定中の資産	税務会計上、減価償却の対象	減価償却が行われていないと課税される。
改良費	税務会計上、資本的支出(改良費)を減価償却資産の取得加算する合算方式で減価償却	改良費は改良を加えられた本体部分と区分して評価
評価額の最低限度額	簿価(1円)	取得価額(物価変動に対する取得価額補正を行った場合は補正後価額)または改良費のそれぞれ100分の5 ※取替資産の場合は100分の50相当額一部を除き課税されない
少額償却資産	課税されない	

されるが、「固定資産税」の対象として土地家屋と括られてセットで「何にでも課税」されることには無理がある。昔では「償却資産」という通称がまかり通る程度に「固定資産税」との差別化がされていたことを考えると、制度上固定資産税と切り離して新たな税目とする「償却資産税」という本意ながら有りながらも問題が多いからだ。歴史を紐解けば、そもそもシャウプ勧告をベースとした昭和25年の地方税見直しによる固定資産税創設時に、土地・家屋と共に事業用資産である償却資産の所有者は事業活動を行う際にその所在市町村から有形無形のサービスを受けることに対する応答的な課税としての位置付けがなされている。しかしながら、この償却資産と市町村の行政サービスとの関係は明確ではなく、間接的なことについて言及できなかった。

いさなり、「廃止」を求め、一市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持する(平成28年度税制改正大綱)とされており、容易にどうにかするとは思えない。ただ、種々の問題点を踏まえた制度の在り方についての検討を引き続き強く声高に求めていくことが肝要である。(政策副委員長 香山正男)

△参考
経済学論究63巻前田高志「固定資産税における償却資産課税について」
日本税理士会連合会税政審議会「償却資産に係る固定資産税制度のあり方について」平成28年度諮問に対する答申

「当面の問題」シリーズ
142

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!

自由に組み合わせOK!

導入品目数に応じてソフトを割引サービス!

6品目以上導入 ▶ 6%OFF
8品目以上導入 ▶ 8%OFF
10品目以上導入 ▶ 10%OFF

※ソフト保守料・電話サポート込

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

第3号議案

令和4年度運動方針決定の件
令和4年度運動方針



決議案朗読

一 運動方針
わが国を襲った新型コロナウイルス感染症は、感染者数の増減を繰り返す。令和4年2月には、ロシアによるウクライナ侵攻が勃発し、ロシアに対する経済制裁は、もたない原油・原材料価格は大幅に高騰することとなった。その結果、わが国を含む世界諸国は、インフレシヨンの波に大きく飲み込まれることとなった。

また、7月に行われた参議院選挙では、景気対策として多くの政党が消費税の廃止・引下げを主張することとなった。

このような中で、「適格請求書等保存方式(インボイス方式)」の施行に向けた最終局面を迎えることとなった。本連盟は、納税者・中小企業にとって、少しくも負担の少ない制度となるよう運動を進めていく。

令和5年度の重要要望項目として、「インボイス方式導入について、延期又は実務を踏まえた柔軟な運用を行うこと(消費税)」「非課税取引の範囲を最小限にする(消費税)」「基礎控除へのシフトと基礎的な人的控除の引上げ(所得税)」の3項目を挙げた。

1月より施行された「改正電子帳簿保存法」は、企業側の準備体制が整っていないこと等により、最終的には2年間の有償処置が設けられたうえで、の施行とな

社会情勢のなかで、税理士の社会的・公共的使命を、一層自覚しつつ、税理士に対する社会的評価の向上をめざし、日本税理士政治連盟、東京税理士会、単位税政連及び国会議員等後援会との連携を図り、納税者及び中小企業とともに、次に掲げる運動方針を強力に推進していく。

1. 社会の要請する国民のための税理士制度の確立
2. 憲法の理念に立脚した公平な租税制度の確立
3. 納税者の声が反映された税制の確立
4. 租税立法手続の透明性の確立
5. 税務行政における適正手続の確立
6. 中小企業のための企業法制の確立
7. 税理士の公益的業務への参画
8. 社会の変動に対応した税政連の組織及び運動の確立
9. 重点運動
上記の運動方針に基づき、国会及び地方議会関係者、日本税理士政治連盟、中小企業団体及び消費者団体等との連携並びにマスクミ対策を強化し、次の重点運動を強力に展開する。

1. 税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から更なる税理士制度の発展を目指す。税理士法の改正の実現に向けた運動を行う。
2. 税の専門家として、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう、納税者の声が反映された税制改正を実現するための運動を行う。
3. マイナンバー制度の導入が申告納税制度に与える影響を検討し、適切に対応する。
4. 東京税理士会、支部、単位税政連との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行う。
5. 本連盟の政策実現を図るための真の代表を国会及び地方議会に送るため、単位税政連及び国会議員等後援会と連携しつつ強力な運動を行う。また、新たな国会議員等後援会の設立を促進する。
6. 納税者の権利利益を擁護する立場から、税務行政の改善及び適正手続の確立を図る国税通則法目的規定の改正と納税者権利憲章を策定するための運動を行う。
7. 政府における規制・制度改革の動向を注視しつつ、税理士制度に与える影響に適切に対応する。
8. 司法制度に対するは、国民のための司法制度構築をめざし、税理士の立場を踏まえて積極的な役割を担うための運動を行う。
9. 災害関連税制については、被災者に対し、より一層の税制面からの支援が必要であるため、迅速な被災者支援を可能とするための税制確立に向けた運動を行う。
10. 税理士に期待される社会的役割を踏まえて、登録政治資金監査人制度、地方自治体・地方独立行政法人等の監査制度、行政不服審査法改正に伴う審理員制度の充実等に関するための公益的業務に積極的に参画していくための運動を行う。
11. 税理士法第52条違反行為等、業務及び職域の侵害となる動向に対して厳格に対応する。
12. 国及び地方公共団体の公会計制度改革(複式簿記・発生主義会計)の実現のための運動を強力に行う。
13. 国民に信頼される民主

第5号議案

令和4年度収支予算決定の件
令和4年度収支予算

令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

Table with columns: (収入の部), 科目区分, 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減, 摘要. Includes rows for 会費, 寄付金, 事業収入, 雑収入, and 当期収入合計.

Table with columns: (支出の部), 科目区分, 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減, 摘要. Includes rows for 事業活動費, 組織活動費, 日税政分担金, 経常経費, 予備費, and 当期収支差額.

第4号議案

令和4年度組織活動方針決定の件
令和4年度組織活動方針

令和4年度運動方針に基づき、各機関において事業活動を強化し、社会の要請する国民のための税理士制度の確立並びに規制・制度改革の動向への対応等に組織を挙げて取り組むとともに、次の運動を強力に推進する。

- 1. 本年度運動方針に基づき、本連盟の活動状況の広報を充実し、会員及び外部関係者からの意見集約に努めつつ、積極的な活動を行う。
- 2. 中小企業団体、報道関係者、消費者団体、他工業団体等との連携強化策を企画立案する。
- 3. 規制・制度改革、構造改革と並行して国際化、情報化、多様化が急速に進む
- 4. あるべき税理士制度の構築に向けて検討を行い、必要な施策を講じる。
- 5. 東京税理士会との連絡調整を図る。
- 6. 財務委員会
- 7. 単位税政連及び本連盟

各委員会と連携し、会員数増強による会費収率率の向上を図るとともに、サポート基金の一層の増収に努め

三 組織委員会

1. 本連盟の更なる組織強化のため、単位税政連の会員の増強及び活動の充実を図る。

2. 税理士法人及び税理士関係団体との協議を通じて、所属する税理士への加入勧奨を行う。

3. 東京税理士会、支部及び単位税政連との一体的活動を図るための諸施策を検討しその連携調整を行う。

4. 単位税政連会長・幹事長合同会議及びブロック別単位税政連会議を主宰する。

5. 証券交付式において新規登録者に対し、税政連への加入勧奨を行う。

6. 財務委員会と連携して、会費及びサポート募金の円滑な収納を図る。

7. 衆議院小選挙区における区割り改定に伴う対応策を講じる。

四 国対委員会

1. 本年度の運動方針に基づき、本連盟の施策実現のための必要な政治活動を行う。

2. 税理士制度の更なる発展を目指し、納税者のための民主的な規制を確立するため、税理士による国会議員等後援会と連携し、積極的に関心分野等に対し陳情活動を展開し、その実現を図るための活動を行う。

3. 各選挙ごとに本連盟の選挙対策を企画立案し、各単位税政連及び国会議員等後援会と連携し、選挙の際の応援活動体制の整備及び強化を図る。

4. 国会議員、地方議会議員等との懇談会を企画実施する。

五 中小企業関係団体等との連携強化を図り、国政等に対し、共に陳情等の具体的運動を実施する。

6. 公職選挙法等の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。

7. 政治資金規正法の理解と、適正な政治資金監査の普及に努める。

五 広聴委員会

1. 本連盟の目的達成のため機関紙「東京税政連」を発行し、情報の提供を行う。

2. 各単位税政連並びに国会議員等後援会の活動状況を紹介する。

3. 改正税理士法のその後動向を注視し、機関紙及びホームページを通じて会員への情報提供を行う。

4. 会員、納税者、議員、中小企業団体等に対して本連盟の事業活動を積極的にPRする。

5. 全国の各税政連と交流し、情報の交換を図る。

6. 「東京税政連ホームページ」の適正な運営を図るとともに、関連各委員会と連携し、適時、迅速な情報交換を行う。

六 後援会対策委員会

1. 国会議員等後援会の設立及び既存の後援会の組織強化と活動活性化を支援する。

2. 後援会に関する諸規定の制定・見直しを必要に応じて行う。

七 推薦審査会

各選挙ごとに候補者の推薦につき審査決定する。

八 規約改正推進特別委員会

各単位税政連における規約改正の推進を図る。

九 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

十 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

十一 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

十二 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

十三 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

十四 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

十五 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

十六 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

十七 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

八 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

十九 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

二十 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

二十一 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

二十二 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

二十三 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

二十四 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

二十五 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

二十六 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

二十七 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

二十八 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

二十九 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

三十 各単位税政連における規約改正の推進を図る。

【第3号、4号、5号議案】

Q1 木下会長(日本橋) 税制改正要綱について、現在、住民税に関する負担が増加傾向にあるので、今後、要望項目に加えることを検討された。

A1 森下政策委員長 地方税に関しては、8月9日に都議会各会派のヒアリングが開催され本連盟は全て参加しているが、その際、償却資産に係る固定資産税の申告期限と資産区分の見直し、少額減価償却資産を課税対象から除外することなどに要望が集中する傾向があるため、今後は本日の意見を踏まえて住民税に対する要望に関しても検討していきたいと考えている。

Q2 廣井代議員(北沢) 令和5年度の重要要望項目として、インボイス方式の導入について、延期又は実務を踏まえた柔軟な運用を行うこととしており、これについては決して反対ではないが、これまで要望してきたインボイス制度の導入に反対し、多少でも触れてほしいかと考えている。この運動方針を讀んだ会員に、導入反対を取り下げてしまったと受け取られてしまっただけがある。議案書のこの表記は、何か対応はできなかったのか。

A2 森下政策委員長 インボイス制度の導入反対に関しては、かねてより国会議員から、インボイス導入への対応に関する中小企業の実態はどうかと指摘があったので、5月に実施した早期陳情の際に日本商工会議所が作成した実態調査の結果を資料に付記し要望を訴えた。

これに対し、立憲民主党の各議員においては賛同してもらえた反面、自民党の議員から、既に関係法が成立していることから、制度の廃止は難しいとの反応が多かった。当初、本連盟ではインボイス開始までの残り1年間を、これまでどおり制度廃止を訴えていくこととしていたが、国会議員へ訴えるためには、日税連・日税政と連携して進めることが肝要との判断からこの表記とした。

柴崎副会長 本連盟としては、インボイスに関しては方針転換をしておらず、終始一貫この制度に対して廃止を訴えていくという基本的な考え方は変わっていない。ただし、昨今では行政庁との関係性が以前とは変化していることも事実であり、その関連で要望実現が難しくなってきたのが現状である。今後この制度に対して廃止を訴えていくという考え方は変えずにしていきたいと考えている。

来賓あいさつ 東京税理士会会長 足達 信一



東税政の組織強化に本会も協力

税理士会(以下「本会」という)では、税制改正意見書を作成しており、また各税理士会からの意見書を基に、日税連においては税制改正建議書を作成しております。ここで重要なことは、この意見書構築に向けて、東税政と協力して(建議書)の内容を実現(税法改正)活動していきたいと考えています。正し、(建議書)であります。

本日は東京税理士政治連盟第56回定期大会にお招きいただきまして、ありがとうございます。依然コロナ禍が続く中、昨年に引き続き対面式で定期大会を開き、皆さまの奮闘に感謝申し上げます。東税政では昨年からの陳情開始の時期を早め、これまで9月に行っていた陳情を各都庁の概算要求の締切に先立ち、8月に実施しました。

最近の課題としては、インボイス制度の導入が挙げられます。日税連では本年5月、インボイス制度の円滑な導入・実施を提案し、本会においても課税事業者は年内の早期登録申請を行うよう、会員に周知してまいります。このインボイス制度の導入については、東

「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。税政連へのご協力をお願いいたします。

Support2022 1口 5,000円 税政連 サポート募金にご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方のお振込をされる場合は個人名をご記入下さいませようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

40・50代の方必見!! 日本税理士共済会 の団体介護保障 申込受付中! 50代の方の加入が増えています。月々1,000円以下の負担で「ある日突然」に備えましょう。要介護2以上で介護保険金が支払われます。申込締切日: 11月25日(金)

国会議員へ一斉陳情を実施

本連盟では、10月13日の日税政の一斉陳情に参加すると共に同月18日と19日に一斉陳情を実施した。今回は、インボイス制度の導入延期又は実務を踏まえた柔軟な運用、災害損失控除の創設など令和5年度税制改正に関する要望を衆参両議員52名(ポスティング含む)に強く要望した。

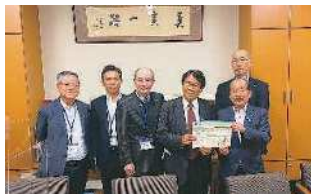
【写真は50音順】



松島みどり議員



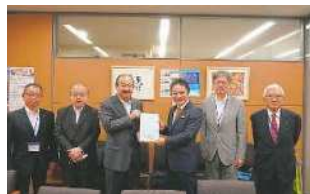
平将明議員



松原仁議員



竹谷とし子議員



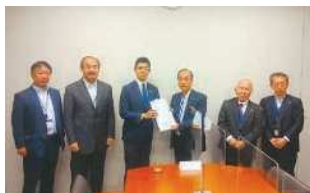
柿沢未途議員



石原宏高議員



松本洋平議員



辻清人議員



片山さつき議員



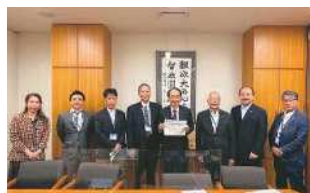
小田原潔議員



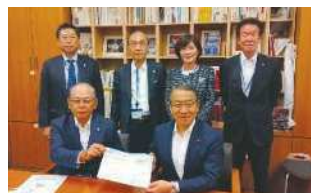
山岸一生議員



秋生田光一議員



菅直人議員



越智隆雄議員



山田美樹議員



平沢勝栄議員



末松義規議員



海江田万里議員



本年7月、本連盟は「都政に関する要望」を機関決定した。本要望では、税制に関する要望項目として「償却資産に係る固定資産税の申告期限、資産の区分を見直すこと」「固定資産税について30万円未満の少額減価償却」を掲げている。この要望に基づき、本連盟では、次の都議会各派との令和5年度東京都予算等に対する要望ヒアリングに参加し、4項目を中心に直接要望を行った。写真。○8月26日…都民ファーストの会・東京都議団、日本共産党東京都議会議員団 ○9月9日…都議会自民党、都議会公明党 ○9月12日…都議会立憲民主党

都議会各党派とのヒアリングに参加
却資産を課税対象から除外すること、「個人事業税について事業主控除額を引き上げること」、「法人事業税について外形標準課税及び所得割の単一税率を中小企業に導入しないこと」の4項目を掲げている。



当日は各会長をはじめ、政策・国対関連の役員が参加し、令和5年度税制改正要望である「インボイス制度の導入延期・柔軟な運用」「災害損失控除の創設」「年末調整・確定申告期間の1ヶ月うしろ倒し」などについて強く要望した。

自民党都連の要望聴取会に参加
本連盟は10月6日、自民党東京都支部連合会が党本部で開催する「令和5年度国家予算・税制改正等要望聴取会」に参加した。写真。この聴取会は、毎年、自民党都連が国家予算や税制改正に関する要望を各団体から聴き、検討するために開催するものである。

日税グループ
(税理士界一筋おかげさまで50周年)

株式会社 **日税ビジネスサービス**
TEL. 0120-155-551

株式会社 **日税不動産情報センター**
TEL. 03-3346-2220

株式会社 **共栄会保険代行**
TEL. 0120-922-752

株式会社 **日税サービス**
TEL. 0120-312-112

株式会社 **日税経営情報センター**
TEL. 03-3345-0600

「税理士とその関与先のために」
この経営理念のもと、日税グループは創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。

50th
ANNIVERSARY
NITAZEN GROUP



第130回支部 対抗野球大会

令和元年秋の大会を最後にコロナ禍で中止となっていた支部対抗野球大会ですが令和4年9月、明治神宮外苑軟式野球場にて、3年ぶりに開催されました。

私は上野支部に所属しており、前回戦績はベスト4。前回大会での悔しさを晴らすべく久しぶりの大会に臨みましたが、難敵渋谷支部を前に初戦で敗り、さらに悔しい思いをしをしております。久しぶりの大会ということで、力の入りすぎ、固くなってしまったかもしれません。反省点は忘れずに、次回に活かしたいと思います。

私には上野支部に所属している仲間、先輩、後輩でもあり、グラウンドの中だけでも、ライバルでもあります。たかが野球かもしれませんが、せんが、それと野球、久しぶりに野球が出来ると、難敵渋谷支部を前に初戦で敗り、さらに悔しい思いをしをしております。久しぶりの大会ということで、力の入りすぎ、固くなってしまったかもしれません。反省点は忘れずに、次回に活かしたいと思います。

私のスナック

轟 智明 (上野)

東京税理士会・東京税理士政治連盟共催
税制改正要望フォーラム2022のご案内

日会時 令和4年11月28日(月) 午後2時30分~4時30分
加費 衆議院第一議員会館 地下1階 大会議室
参成 無 料

(第1部)「令和5年度税制改正に関する要望」の説明
発表者 東京税理士政治連盟 政策委員長 森下 清隆氏
(第2部) パネルディスカッション
テーマ 「令和5年度税制改正の動向について」
パネリスト 国會議員3名(予定)
矢ノ目 忠氏 (東京税理士会 調査研究部長)
菅原 祥元氏 (東京税理士政治連盟 副会長)

コーディネーター 森下 清隆氏 (東京税理士政治連盟 政策委員長)

定 員 50名(※受講の際には入館証が必要となるため、必ず事前に申し込みください。)
申込方法 「東京税理士界」11月1日号案内版掲載の申込用紙に必要事項をご記入うえ、11月18日(金)までにお申し込み下さい。
※マスク着用の上ご来場下さい。当日、体調のすぐれない方は、ご来場をお控え下さい。
※研修カードを当日ご持参ください。
※発表者、パネリストは諸事情により変更となることがあります。
【問合せ先】東京税理士政治連盟事務局 ☎03(3356)4479

地元の祭は秋にある。今年度は5年に一度の大祭の年であったが1年延期になった。東京オリンピック方式で、来年2023年に午嶋神社大祭の2022として行うという。我が町会では神輿の渡御は中止となったため、神酒所の設営と神輿の飾り付けだけを行い、担ぐことのできない神輿を寂しい気持ちで眺めていた。我が町会には地域の天祖

神社があるため、他の町会の神輿が宮入してきた。神輿を完全に自粛する町会、神社の手前まで神輿を台車で運んできて宮入だけをする町会、通常通り神輿を出す町会、町会によって判断は色々ある。その夜、町会会館で酒を飲みながら、来年は以前のようには神輿を出して1年遅持ちにもなる。(R・T)

ほのほの喫茶室 [熱いぞ!小春日和?]

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ

お天気の長期予報では今年の冬はラニーニヤ現象の影響で寒さが厳しいようです

11月だと暖かい日が続いている

それは小春日和って言うのよ

初冬にかけて暖かい天候が続くよ

でも今年の小春日和はあつくなるわよ

えっ急にTシャツになってしまったの?

11月21日からサッカーワールドカップが開幕!

FIFA WORLD CUP Qatar 2022

がんばれニッポン!

後援会活動報告



R4・9・29東日本の税理士による片山さつき後援会定期総会

あり得ないことばかりが起きています。コロナ禍、ロシアのウクライナ侵襲、安倍元総理の暗殺、経済停滞の下で人の心も寒さがち。しかし、嬉しいニュースが毎朝飛び込んで来る。大谷選手の活躍だ。投打の二刀流というまさに漫画の世界。私たちが元気づけてくれる、有難いニュースだ。辞書を引くと有難いという言葉は「稀にしかない、本来あることが難しい」という意味だ。似たような言葉だが有難いという世の中であってほしい。(小石川・和田)

今年度は台風の上陸が多いような気がするのよは気のせいだろうか?台風14号が過去最強クラスで九州に上陸した時、私は九州にいた。全ての観光施設、商業施設等は休業。交通機関も運休。もちろん、乗る予定の飛行機も欠航。このまま無事、東京に帰ることができるとか不安になった。毎年台風が発生し、上陸するたび、「過去最強」記録的な大雨や暴風」という言葉を耳にすることが増えたように思う。これ以上自然災害で被害がないように。(上野・林)

編集点描

MJS に相談してくださいね!

電子帳簿保存法 インボイス制度

デジタル化への対応をご支援します

対象帳簿の電子データ保存に **NX-Pro** 会計大判+電子帳簿

監査データ電子保存・受け渡しに **ファイナルBOX** クラウド

経理先の自動化・業務効率化に **クラウド会計**

記帳の製品名は株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

MJS 株式会社ミロク情報サービス [MJS電帳法 検索]

東京第一支社 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-2 東京サンケイビル18F TEL:03-3241-3691

50th Anniversary **NSSの『関与先向け集金代行サービス』**

関与先の皆様にもご利用いただけます

安心・明瞭なご利用料金
 初期費用は0円、使わない月の請求額も0円
 振替金の送金手数料0円 ご利用料金は、ホームページ(右下QRコード)の「試算サービス」から簡単にお見積りできます!

安心のサポート体制
 コールセンターの専任スタッフが導入からご利用までサポートします。
 専用ソフトは不要! 簡単なパソコン操作でデータ登録が可能。

口座振替で集金業務を効率化
 紛失・盗難リスクを解消、未払いも軽減!
 8日、22日、27日から口座振替日が選べます。

関与先をご紹介頂き
 ご成約された場合
 紹介手数料をお支払いします

〈お問い合わせ〉 大同生命グループ NSS日本システム収納株式会社 TEL **0120-700-676**



東税協共栄会の事業
 関与先の皆様にもご利用いただけます

アパート、マンション経営でお悩みを抱えている皆さま
確かなノウハウでオーナー様のお悩みを解決に導きます

不動産管理代行事業

お悩み1 部屋がうまらない...
 空室問題の把握と分析をし、募集方法の見直しを実施します。


お悩み2 滞納者が多くて困る...
 家賃集金の早期チェック～督促業務まで機敏に対応します。

お悩み3 管理が煩わしい、現在の管理に不満がある...
 管理内容、修繕、原状回復トラブルの解決まで細かくご提案します。

事業化実績
 499棟
 7,343戸

POWERS UNLIMITED 株式会社パワーズアンリミテッド

【東京本社】〒162-0066 新宿区市谷台町8-8 TEL:03-5362-0880
 【吉祥寺支店】〒180-0003 武蔵野市吉祥寺南町2-4-12 TEL:0422-79-8800



ご利用ください! 東税協の直営売店

ご利用の際は、組合員証・準会員証をご提示ください
 ※一般書のご注文も承ります。(取り寄せに2~4週間前後お時間をいただきます)

組合員・準会員の皆様へ
3つの特典

1. 一部の商品を除き定価の**10%割引!**
2. 1回のお買上げ金額**10%割引後5,000円以上は送料無料!**
 優待券ご利用の場合は、差し引き前金額が5,000円以上で送料無料となります。
3. **代金後払いサービス**
 優待券をご利用いただけます(有効期限内に必着かつ発送可能な商品に限ります)。
 ホームページ・FAXにてご注文ください。

2023年版 **税務手帳**
 組合員価格900円
税務日誌 2,204円
職員執務日誌 1,782円

11月上旬入荷予定
令和4年版 確定申告の早見表
 組合員価格250円

〈お問い合わせ〉
 業務に役立つ専門図書や東京会参考書式が充実 **東京税理士協同組合直営売店** TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

東京税理士協同組合 <https://www.tozeikyo.or.jp>

<p>組合事務局</p> <p>〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館 TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008</p>	<p>直営売店</p> <p>〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館1階 TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446</p>
---	--